

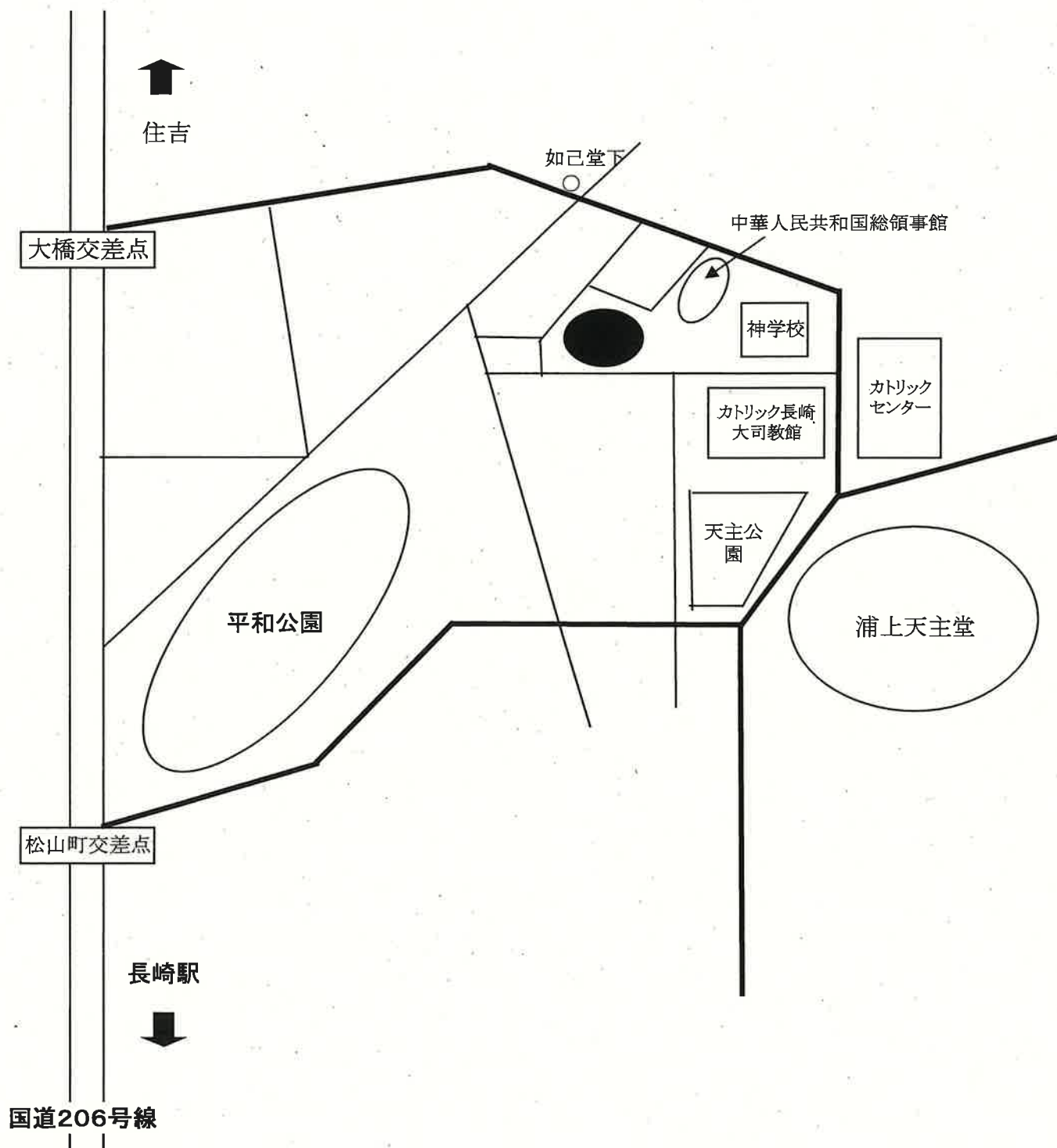
長崎県視覚障害者情報センター指定管理者募集要項別添資料

【目次】

1. 長崎県視覚障害者情報センター位置図	P 1
2. 長崎県視覚障害者情報センター配置図	P 2
3. 主な備品の状況	P 4
4. 管理運営経費	P 5
5. 長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例	P 6
6. 長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例施行規則	P 8

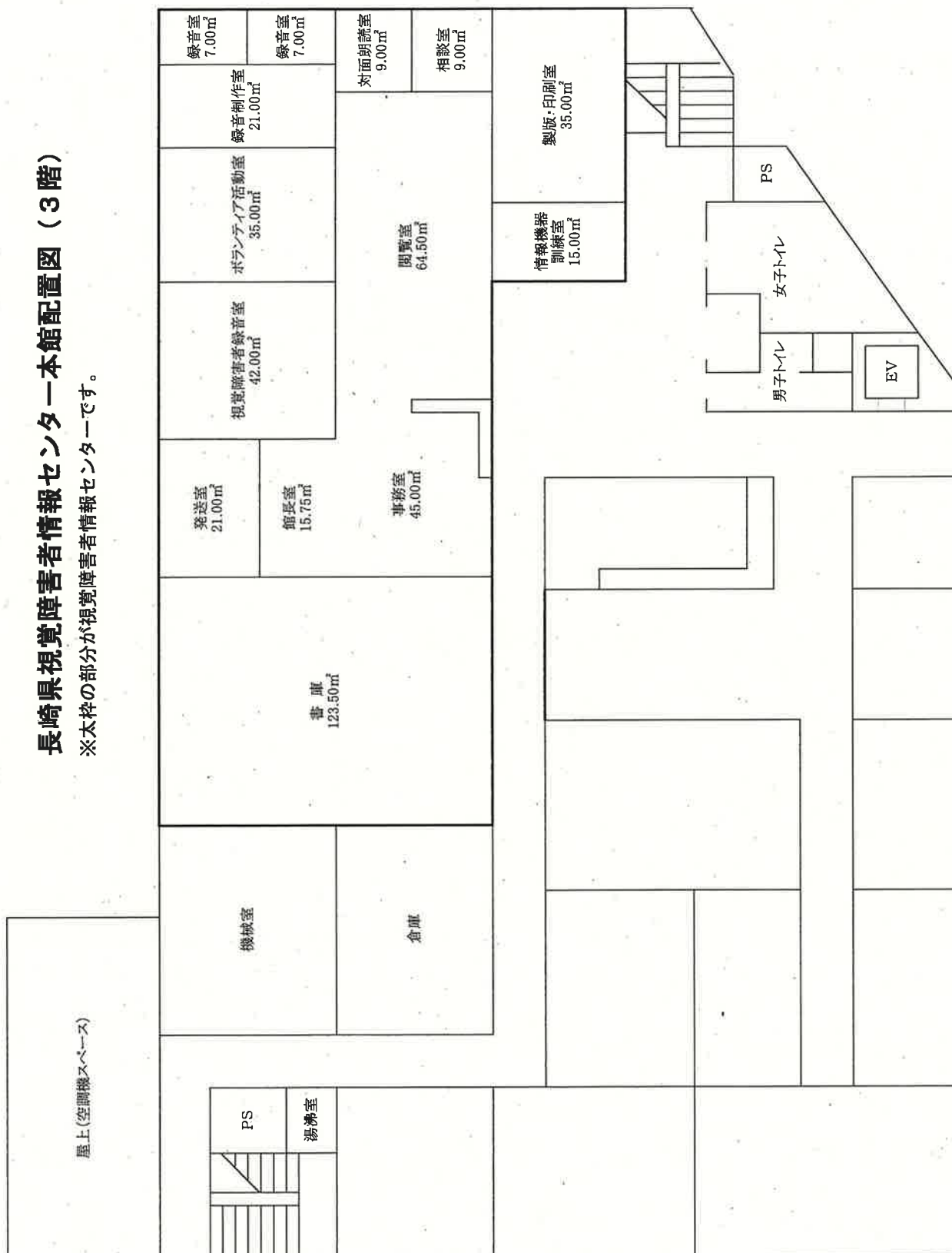
1. 長崎県聴覚障害者情報センター位置図

長崎市橋口町10番22号



長崎県視覚障害者情報センター本館配置図（3階）

※太枠の部分が視覚障害者情報センターです。



佐世保分館配置図（3階）

※太枠の部分が視覚障害者情報センターです。

階段	男	女	WC多目的	長崎県視覚障害者情報センター 23.40㎡	しおさい
	WC	WC			
EV					
会議室	全室	給湯室	多目的室		相談室
		倉庫			少年サポートセンター
		書庫・カルテ室			

主な備品等の状況

品 名	数 量
点字プリンター	7
点字製版機	2
点字用紙カッター	1
点字タイプライター	1
プレクストーク	9
拡大読書機	6
C Dコピー機	1
留守番電話応答装置	1
パーソナルコンピューター	37
デュプリケーター	3
ファイリングキャビネット、整理棚	25

その他の備品類については、説明会（現地視察含む）の際に確認してください。

管理運営経費

令和7年度 視覚障害者情報センター管理運営予算額は次のとおりです。事業計画書作成の参考としてください。

(単位：千円)

項 目	予算額	備 考
人 件 費	19,681	
賃 金	2,060	
旅 費	250	
需 用 費	770	点字用紙、原本図書代等
印 刷 製 本 費	50	
燃 料 費	0	
会 議 費	10	
修 繕 費	300	
役 務 費	470	電話代、切手代等
借 料 損 料	330	コピー機リース代等
負 担 金	210	
雑 費	8	
合 計	24,139	

注1) 項目間で予算の流用ができますので、あくまで収支計画を立てるときの参考としてください。

注2) 光熱水費は県で負担しております。

長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例

(設置)

第1条 視聴覚障害者に対して、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物及び情報機器（以下「点字刊行物等」という。）の提供並びに貸出その他の便宜を供与することにより、視聴覚障害者の福祉の増進を図るために、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、長崎県視覚障害者情報センター及び長崎県聴覚障害者情報センター（以下「情報提供施設」という。）を長崎市に設置する。

(情報提供施設の管理)

第2条 情報提供施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第3条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報提供施設の利用の許可に関する業務
- (2) 情報提供施設及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、情報提供施設の運営に関して知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第4条 第2条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 情報提供施設の管理に関する事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定の基準)

第5条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、情報提供施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った情報提供施設の管理運営を安定して行うことができるものであること。
- (4) この条例の目的に照らして、設置者との連携が十分に図られるものであること。
- (5) 県内に主たる事務所を有すること。

(開館日)

第6条 情報提供施設は、規則で定める日（以下「休館日」という。）を除き、開館するものとする。ただし、指定管理者は、やむを得ない事由があるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第7条 情報提供施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可等)

第8条 点字刊行物等を館内で利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合においては、所定の閲覧室において利用しなければならない。

2 点字刊行物等の館外貸出しを受けようとする者は、別に定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前2項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 情報提供施設及びその附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、情報提供施設の管理上支障があると認められるとき。

4 第2項の規定により館外貸出しを受けた点字刊行物等は、第三者に転貸してはならない。

(利用の許可の取消及び利用の中止)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(1) その利用が前条第3項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(2) 前条第4項の規定に違反したとき。

(3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(使用料)

第10条 情報提供施設の使用料は、無料とする。

(損害賠償等)

第11条 情報提供施設、その附属設備及び点字刊行物等をき損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和47年長崎県条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請)

第2条 条例第4条に規定する申請書は、情報提供施設指定管理者指定申請書（様式）によるものとする。

2 条例第4条第1号に規定する事業計画書は、長崎県視聴覚障害者情報提供施設（以下「情報提供施設」という。）に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 情報提供施設の管理運営方針に関する事項
- (2) 情報提供施設の管理運営の内容に関する事項
- (3) 収支計画に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第4条第2号の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 団体の概要に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(休館日)

第3条 条例第6条に規定する休館日は、次の掲げるとおりとする。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館内の整理等のため館長が特に必要と認めた日

(館外貸出し)

第4条 条例第8条第2項の規定による点字刊行物等の館外貸出しの期間は、14日以内とする。
ただし、施設長が特に必要と認めるときは、貸出期間を延長することができる。

(分館)

第5条 視覚障害者情報センターの事務を分掌させるため、佐世保市に分館を置く。

2 分館の管理運営については、第3条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、情報提供施設の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

様式（第2条関係）

情報提供施設指定管理者指定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

（申請者）

所在地

法人の名称

代表者氏名

連絡先・担当者名

電話番号

長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例第4条の規定に基づき、下記情報提供施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

施設名

（注） 申請に関しては、情報提供施設に係る次の書類を添付するものとする。

- （1） 情報提供施設の管理運営に関する事業計画書
- （2） 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類
- （3） 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- （4） 役員の名簿及び履歴書
- （5） 団体の概要に関する書類
- （6） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類